

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年5月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700410号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800014号

第1 結論

請求者のA社における平成4年4月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成4年4月から同年10月までは9万8,000円から20万円、平成4年11月から平成5年9月までは9万8,000円から16万円とする。

平成4年4月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年4月1日から平成6年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されており、過去に同僚から記録訂正された期間があるとの話を聞いた。請求期間について、年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成4年4月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年10月までは20万円、平成4年11月から平成5年2月までは16万円と記録されていたところ、平成5年3月12日付けで、平成4年4月1日まで遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録が確認できる同僚7人の標準報酬月額についても請求者と同様に平成5年3月12日付けで平成4年4月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたので、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を提出した旨の回答及び陳述を

している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、請求者について平成4年4月1日に遡って標準報酬月額を減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成4年4月から平成5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録（平成4年4月から同年10月までは20万円、平成4年11月から平成5年9月までは16万円）とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成5年10月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、上述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないほか、請求期間当時の報酬月額が確認できる資料もなく、社会保険事務所の処理が不合理であったことを確認することはできない。

また、A社に係る商業登記簿によると、同社は平成17年7月*日に破産手続廃止決定していることが確認できる上、元事業主は、同社の資料を保管していない旨の回答をしている。

さらに、請求者も請求期間当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、A社について厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、当該期間に係る給与明細書等を保管している旨の回答が得られず、同社における保険料控除方法について確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成5年10月から平成6年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700446号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は3万円、平成15年12月18日は7万9,000円、平成16年12月21日は14万1,000円、平成17年7月15日は17万3,000円、平成17年12月20日は20万円、平成18年12月20日は21万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年12月20日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出されたB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び回答、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、

同社から、請求期間①は3万円、請求期間②は7万9,000円、請求期間③は14万1,000円、請求期間④は17万3,000円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥は21万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700397号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800017号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月10日は31万6,000円、平成17年12月27日は44万円、平成18年8月11日は30万円、平成18年12月22日は35万8,000円、平成19年8月7日は40万円、平成19年12月26日は53万円、平成20年8月5日は32万6,000円、平成20年12月26日は50万1,000円、平成21年7月31日は55万円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日、平成19年12月26日、平成20年8月5日、平成20年12月26日及び平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日、平成19年12月26日、平成20年8月5日、平成20年12月26日及び平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年8月11日
④ 平成18年12月22日
⑤ 平成19年8月7日
⑥ 平成19年12月26日
⑦ 平成20年8月5日
⑧ 平成20年12月26日
⑨ 平成21年7月31日

請求期間①から⑨まで、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑨までの賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑨までについて、事業主の回答、金融機関から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳から推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は31万6,000円、請求期間②は44万円、請求期間③は30万円、請求期間④は35万8,000円、請求期間⑤は40万円、請求期間⑥は53万円、請求期間⑦は32万6,000円、請求期間⑧は50万1,000円、請求期間⑨は55万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、適切に届出しておらず、厚生年金保険料についても納付していない旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700441 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800015 号

第 1 結論

昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 34 年 1 月までの請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 34 年 1 月から昭和 43 年 6 月 1 日までの請求期間について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 34 年 1 月まで
② 昭和 34 年 1 月から昭和 43 年 6 月 1 日まで

夫は、昭和 27 年 4 月から昭和 34 年 1 月頃まで A 社に勤務し、給与から社会保険料が引かれていたが厚生年金保険の被保険者記録がない。また、その後は昭和 43 年 5 月まで B 社に勤務し、時期は不明だが、C 事業所、D 事業所、E 事業所において F 業務、G 業務に従事し、給与から社会保険料が引かれていたが厚生年金保険の被保険者記録がない。事業所からの手紙や H 労働者証明書などから働いていたことは確かなので、請求期間①及び②について、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された A 社から訂正請求記録の対象者宛に送付された手紙により、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の後継企業であるI社は、古い書類は廃棄されており不明の旨回答している上、当時の事業主は死亡しており、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①のうち、昭和27年4月1日から昭和29年3月31日までの期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年4月から昭和35年7月までの期間に係る同社の厚生年金保険被保険者名簿には、訂正請求記録の対象者の名前は見当たらない上、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、訂正請求記録の対象者を記憶しているという回答又は陳述が得られなかった。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者のH労働者証明書及び有資格者証明書の記載内容から、訂正請求記録の対象者が、J社C事業所において、B社の関係する作業現場でH業務に従事していた時期があったことが認められる。

しかしながら、B社並びに訂正請求記録の対象者が勤務したと主張する事業所の現地従業員等について管理していた同社K支店（現在はK支社）、同社L支店（現在はM支店）及び同社N支店（現在はO支店）の各担当者は、正社員及び支店直接雇用者に係る従業員データ及び社会保険の名簿等に訂正請求記録の対象者の名前は見当たらず、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者と同社との雇用関係及び在籍が確認できない旨回答及び陳述している。

また、上述のB社K支店、同社L支店及び同社N支店における請求期間②に係るそれぞれの厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、整理番号に欠番はなく、訂正請求記録の対象者の名前は見当たらない。

さらに、請求者が同僚として名前を挙げた者2人は死亡しており、B社K支店及び同社L支店において請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったものの、訂正請求記録の対象者がB社の従業員であった事情はうかがえず、訂正請求記録の対象者の同社における勤務実態について確認できない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、訂正請求記録の対象者は、昭和35年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、請求期間②のうち昭和36年4月から昭和43年5月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700440号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(平成17年2月1日からは、B社)及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年3月1日から平成17年9月26日まで

請求期間について、それぞれの勤務した期間及び勤務した順番を覚えていないもののA社及びC社に勤務した。

しかし、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が板を切断する仕事をしていたとするD市E区F町のA社の事業主であった者は、同社と同じ所在地にあったG社が板の製造を行っていた旨陳述していることから、請求期間にG社において厚生年金保険被保険者記録のある者に対して請求者の勤務について照会したところ、請求者を記憶していると回答している者がいる。

また、C社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある者に対して請求者の勤務について照会したところ、請求者を記憶していると回答している者がいる。

しかしながら、A社及びG社を合併しているB社の管理部の担当者は、保管しているA社、G社及びB社の人事記録には請求者の氏名が見当たらないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格に係る届出について、不明の旨陳述している。

また、C社の事業主は、保管している履歴書綴、労働保険及び社会保険の資料に請求者の氏名が見当たらないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格に係る届出について、不明の旨回答又は陳述している。

さらに、上述の請求者の勤務を記憶しているとするG社及びC社において厚生

年金保険被保険者記録のある者は、請求者の雇用形態については不明の旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない上、国民年金の加入記録によれば、請求期間のうち平成 16 年 4 月から平成 17 年 8 月までの期間については、申請免除承認期間となっていることが確認できる。

また、請求者は、氏名の読み方は H であるが、I 又は J と間違えて記録されているのではないかと主張しているものの、請求期間については、請求者の記録と考えられる H、I 及び J の氏名の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求期間の前後において、請求者が厚生年金保険被保険者となっている事業所については、H の氏名の雇用保険の加入記録が確認できるものの、請求期間については、請求者の記録と考えられる H、I 及び J の氏名の雇用保険の加入記録を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における A 社及び C 社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が A 社及び C 社における厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。